

小売全面自由化に関する御指摘について

平成26年1月29日
経済産業省

- 問1. 小売全面自由化後、安定供給はどう確保するのか ……P. 2
- 問2. 諸外国の先進事例で生じた弊害をどう考え、今回の改革ではどう対応するのか ……P. 5
- 問3. 競争の促進に向け、どのように電力市場を活性化させていくのか ……P. 7
- 問4. 公営電力の一般競争入札による売電の徹底に向け、どのような方策を講じるのか ……P. 8
- 問5. 競争により、都市部と地方で料金格差が生じるのではないかと ……P. 9
- 問6. 供給区域を越えた供給を行うと、その分、送配電網の利用料金が高くなるのではないかと ……P. 10
- 問7. 固定価格買取制度は、小売全面自由化後も継続するのか ……P. 11
- 問8. 送配電網への接続手続は、今後どのように行われるのか ……P. 12
- 問9. 困り込みが起きないように、スマートメーターの標準化や制度設計が重要ではないかと ……P. 13

- 送配電事業者(現・一般電気事業者の送配電部門)が、引き続き高品質な電気の安定供給責任を担う。
- この役割を着実に果たせるよう、これまでと同様の**地域独占**と**料金規制**によって、投資回収を制度的に保証。

送配電事業者が安定供給に果たす役割

(1) 需給バランス維持を義務付け
(周波数維持義務)

※これまで一般電気事業者が専ら自社電源を使って需給調整を行ってきたが、今後は現在の一般電気事業者以外の多様な電源も調整力として活用できるよう、発電事業者に対し需給調整に応じることを義務付け



(2) 送配電網の建設・保守を義務付け

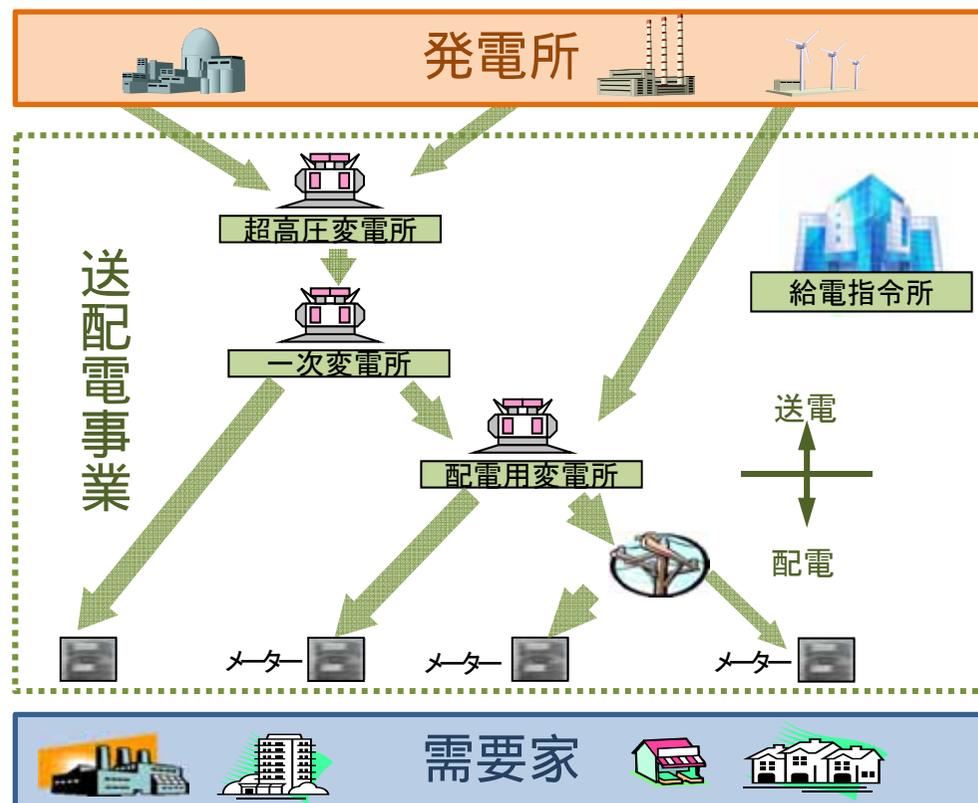


(3) 最終保障サービス (需要家が誰からも電気の供給を受けられなくなることはないよう、セーフティネットとして最終的な電気の供給を実施)を義務付け

(4) 離島のユニバーサルサービス (離島の需要家に対して、他の地域と遜色ない料金水準で電気を供給(需要家全体の負担により費用を平準化))を義務付け

投資回収のための制度的保証

- 地域独占
- 料金規制 (総括原価方式等: 認可制)



問1. 安定供給はどう確保するのか②—小売電気事業者が必要な供給力を確保する仕組み— 3

- 各小売電気事業者が、自らの顧客需要に対して責任を持って供給を行うよう、必要な供給力を確保する仕組み(空売り規制)を設ける。

(1) 参入段階における対応

- 小売電気事業者に対し、国の登録を受けることを義務付け。
- 申請時には、当面の需要想定と供給力確保の見込みの提出を求める。
- 国は、小売電気事業者が必要な量の電気を確保することが見込める場合に、登録を行う。

(2) 計画段階における対応

- 小売電気事業者に対し、毎年度、①長期(10年間)の年次の需要想定と供給力の確保計画、②翌年度の月次の需要想定と供給力の確保計画を、「供給計画」として、広域的運営推進機関を經由して、国に提出することを義務付ける。
- 国及び広域的運営推進機関は、小売電気事業者の供給計画が適切であるか否か(自社保有電源の稼働見込みや相対契約による電源の確保状況など)を確認。

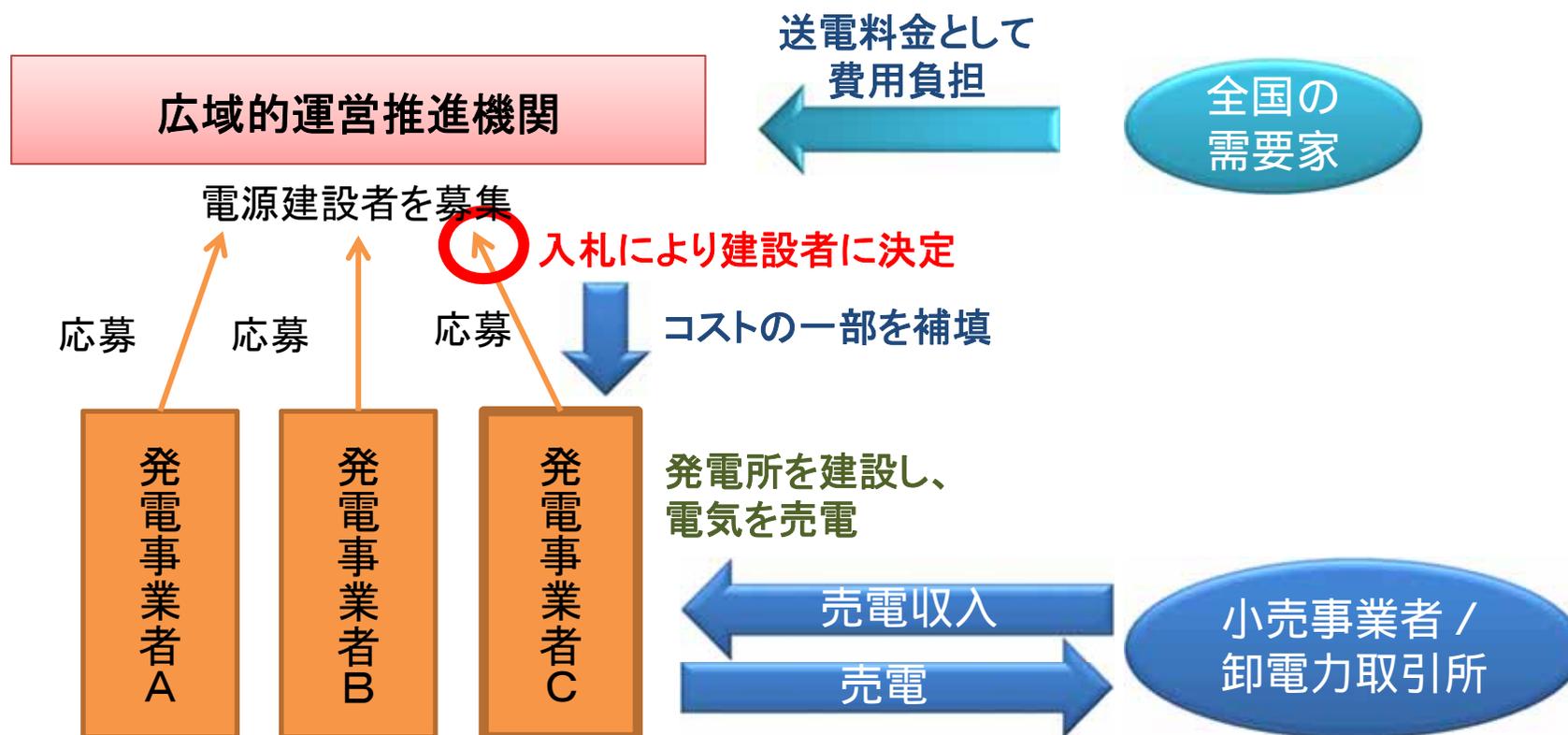
(3) 需給の運用段階における対応

- 供給計画の提出後、実需給の運用段階でも、小売電気事業者は、需要に応じた供給力を確保する義務を負う。

(※) 実需給の段階で、小売電気事業者が供給力不足により需給バランスを確保できなかった場合、送配電事業者によりその不足分の補給が行われるため、安定供給に支障が生じることはない。これに必要な対価は、当該供給力不足を発生させた小売電気事業者が、送配電事業者に対して支払う。

問1. 安定供給はどう確保するのか③ー広域的運営推進機関による電源建設者の募集の仕組みー 4

- 発電事業者に対し毎年度、向こう10年間の発電所の建設計画の提出を義務付ける。
- 広域的運営推進機関は10年間の日本全国の需要を予測し、発電所の建設計画と照らし合わせ、全国の長期の需給バランスを確認。
- 将来の供給力が不足すると見込まれる場合、電源の新規建設や維持・更新に必要な資金の一部を補填することを条件に、広域的運営推進機関が発電所の建設者を募集。そのための資金は、送電料金として全国の需要家から広く薄く回収。これにより、最終的には供給力が確保されることを担保。



- 今般の電力システム改革は、諸外国の先進事例で明らかになった課題を克服するため、
 - ①競争の状況を見極めた上での料金規制の撤廃(料金規制の経過措置の設定)
 - ②適切な市場監視の実施
 - ③需要家による電力会社の選択や、発電コストの価格への反映が柔軟にできる制度とするなど、慎重な制度設計としている。

主要な海外事例とそこから得られた教訓

【事例①】 英国の電気料金上昇(1999年に全面自由化)

小売自由化と同時に料金規制を撤廃したことや寡占化による競争不足の結果、2000年代半ばから電気料金が上昇。

競争が働くまでは料金規制を残し、その後も市場監視を行うことが必要

【事例②】 フランスの寡占的市場(2007年に全面自由化)

既存事業者が経過措置で提供する規制料金が割安。一度自由料金で供給を受けると規制料金に戻れない制度となっているため、自由化後も規制料金の体系に留まる需要家が多い。

需要家の自由な選択を妨げない制度とすることや、新規参入者の電力調達の円滑化が重要

【事例③】 カリフォルニア電力危機(2000年夏・2001年冬)

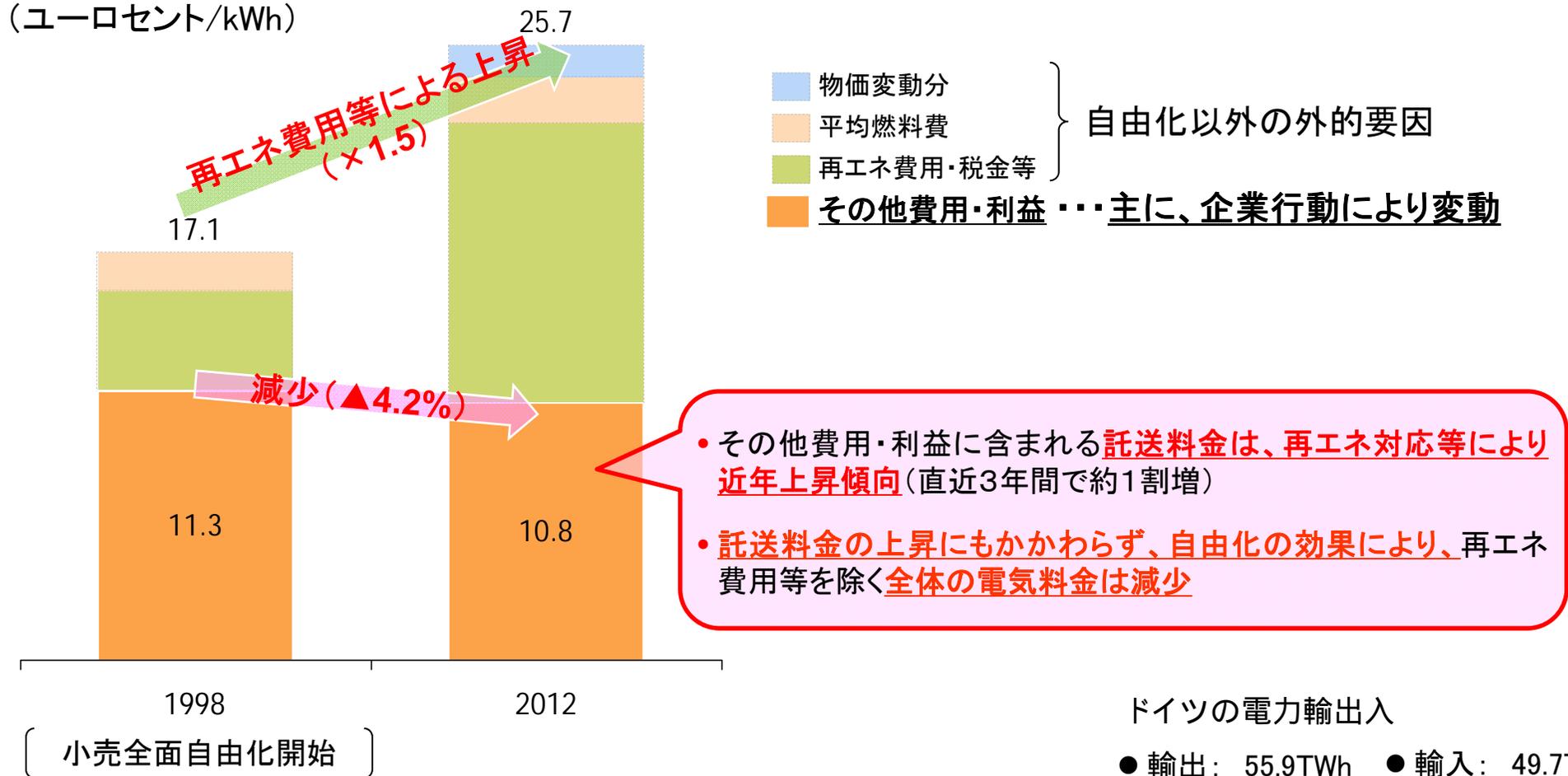
厳しい環境規制により発電所建設が進まない中で小売料金の凍結を行ったため、猛暑による需給ひっ迫時に輪番停電を実施。

小売料金規制が残る経過措置期間中も上限価格規制は行わず、現行同様、認可によりコストの上昇を価格に反映できる仕組みが必要

- ドイツの電気料金は自由化前と比べ1.5倍程度に上昇したが、その主因は再生可能エネルギー関連費用等によるもの。
- 再生可能エネルギー費用や燃料調達費などの外的要因を除くと、自由化前に比べて電気料金は減少。

ドイツにおける電気料金の変化とその内訳

(ユーロセント/kWh)



● その他費用・利益に含まれる託送料金は、再エネ対応等により近年上昇傾向(直近3年間で約1割増)

● 託送料金の上昇にもかかわらず、自由化の効果により、再エネ費用等を除く全体の電気料金は減少

- 卸電力市場における競争促進策として、既存電力会社の発電余力を卸電力取引所で売買する取組を実施。
(取引高:前年比で約1.5倍)
- 小売全面自由化後の小売市場における競争促進策として、顧客情報を新規参入者が活用できる仕組みの構築や、スマートメーターの導入促進等を行っていく。

卸電力市場活性化の取組

①発電余力の卸電力取引所への売電

昨年3月から、一般電気事業者が発電余力を卸電力取引所に売電する取組を開始。

<参考> 卸電力市場への売電状況(対前年比)

売り入札量: 約5倍

取引成立量: 約1.5倍

②市場活性化状況のモニタリング

総合資源エネルギー調査会ワーキンググループにおいて、卸市場の状況を継続的にモニタリング。

③電気の卸売に関する規制の撤廃

これまで一般電気事業者に対する電気の卸売について存在した総括原価方式等の規制を撤廃。発電事業者から卸電力取引所や新規参入者への卸売が拡大することが期待される。

自由化後の小売市場の活性化策

①顧客情報活用の仕組みの構築

消費者が既存の電力会社以外から供給を受けやすいよう、新規参入者が一定のルールの下で顧客情報を活用できる仕組みを構築していく。

②スマートメーターの導入促進

各電力会社が導入前倒しを含めた計画を検討中。供給を受ける小売事業者の切り替えを希望する需要家に対しては、スマートメーターへの交換を遅滞なく行う。

③消費者に関する適切な情報提供

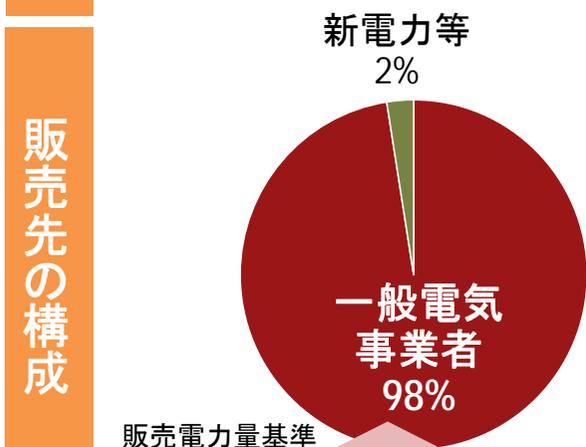
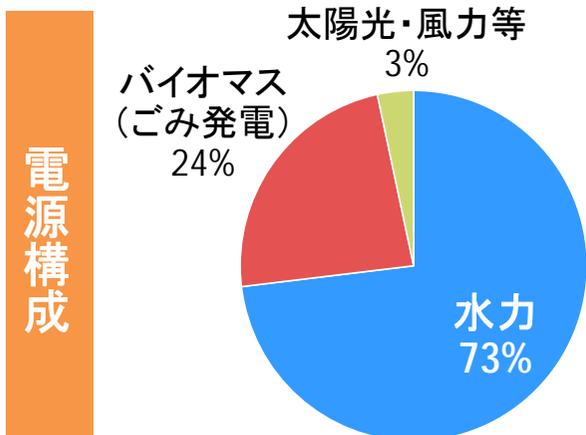
消費者が小売事業者を適切に選択できるよう、選択が可能になることや切替の方法などを周知・広報するとともに、小売事業者に対しては需要家への説明義務を課す。

問4. 公営電力の一般競争入札による売電の徹底に向け、どのような方策を講じるのか 8

- 地方公共団体が経営する発電事業は、地方自治法上、一般競争入札が原則のところ、太宗が随意契約による一般電気事業者への売電となっている。これまでに、総務省による通知や電源立地地域対策交付金交付規則の改正を実施し、制度的な措置は既に済んでいる。
- 今後、地方公共団体の十分な理解と対応を促すべく、改正電気事業法(第1弾)の附帯決議(衆議院経済産業委員会)も踏まえ、今後も更なる実態把握、説明等に努める。

地方公共団体における発電事業

これまでの対応と今後の対応予定



販売電力量基準

うち、96%が随意契約による

(2013年6月時点)

- 通知 (2012年4月)**
 - 総務省から地方公共団体に対し、**一般競争入札が原則である旨を通知**
- 実態調査 (2013年6月)**
 - 地方公共団体の売電契約の実態調査を実施
- 交付金の見直し (2013年7月)**
 - 課題の1つであった、**電源立地地域対策交付金交付規則の改正**を実施し、地方公共団体が新電力に売電した場合も地方自治体が交付金を受け取ることが可能に
- 説明会の実施 (2013年11月)**
 - 電力改革の主旨説明、地方公共団体による誤解払拭等を目的に説明会を実施
- 新電力意識調査 (2013年12月)**
 - 新電力に対する公営電力の調達に関する意識調査を実施

- 地方公共団体の理解と対応を促すべく、引き続き取組を進める
 - 一般競争入札への移行事例について、成功事例として詳細把握
 - 地方公共団体への説明の継続

1. 送配電網の建設・保守に要する費用の影響について

懸念点

山間部や発電所から離れた地域への供給には、長い距離の送配電線が必要なので、料金が高くなるのではないか。



考え方

送配電線の利用料金は、これまでと同じく供給区域全体(各電力会社管内)で均一料金となるため、同一供給区域内では地域による送配電線利用料金の差は生じない。

2. 同一供給区域内での小売事業者間の競争について

懸念点

都市部では小売事業者が活発に営業して競争が進むものの、地方では営業が行われず、小売事業者間の競争が進まないのではないか。



考え方

家庭向けに広告やホームページ、コールセンター等を通じた営業活動を行うことにより、都市部でも地方でも広く販売することが可能。

3. 供給区域間の料金の違いについて

懸念点

首都圏を抱えている東京電力管内などでは競争が生じて料金が安くなったとしても、それ以外の供給区域では安くないのではないか。



考え方

供給区域を越えて供給しても、送配電線の利用料金が供給区域内の供給と同一となる仕組みのため、他の供給区域の発電所で発電した安い電気を販売することなどにより、競争や料金の平準化が区域を越えて進むことが期待される。

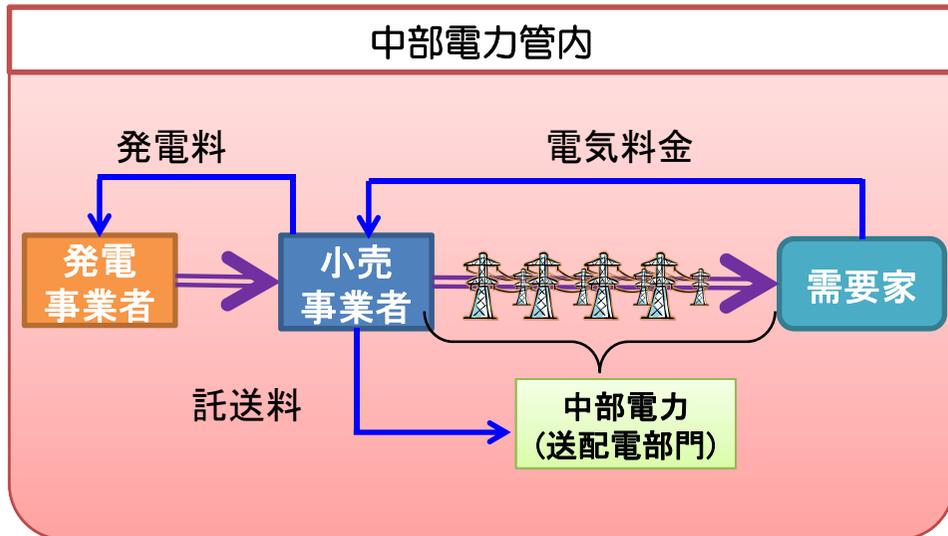
(参考) 他の小売・サービス業での地域間の価格差の例

携帯電話

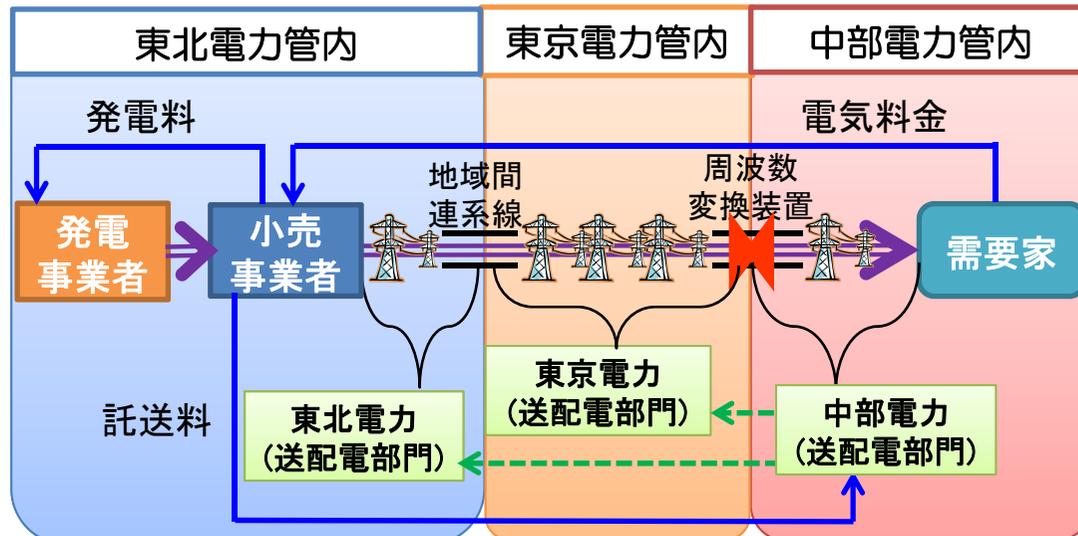
- 人口が少ない地方や山間部では、都市部に比べインフラ整備費用がかかるが、全国大で同一料金によるサービスを実現。

問6. 供給区域を越えた供給を行うと、その分、送配電網の利用料金が高くなるのではないかと 10

【供給区域内での供給（例）】



【供給区域を越えた供給（例）】



小売事業者は、中部電力(送配電部門)に対し託送料金: **1.97円/kWh**を支払う。

① 小売事業者は、中部電力(送配電部門)に対し託送料金: **1.97円/kWh**を支払う。

② 中部電力(送配電部門)は、

- 東京電力(送配電部門)に対し事業者間精算費 **(1.28円/kWh)** (※)を支払う。
- 東北電力(送配電部門)に対し事業者間精算費 **(0.38円/kWh)**を支払う。

※ 事業者間精算費は、基幹送電線、地域間連系線、周波数変換装置 (FC) 等の費用に基づき設定

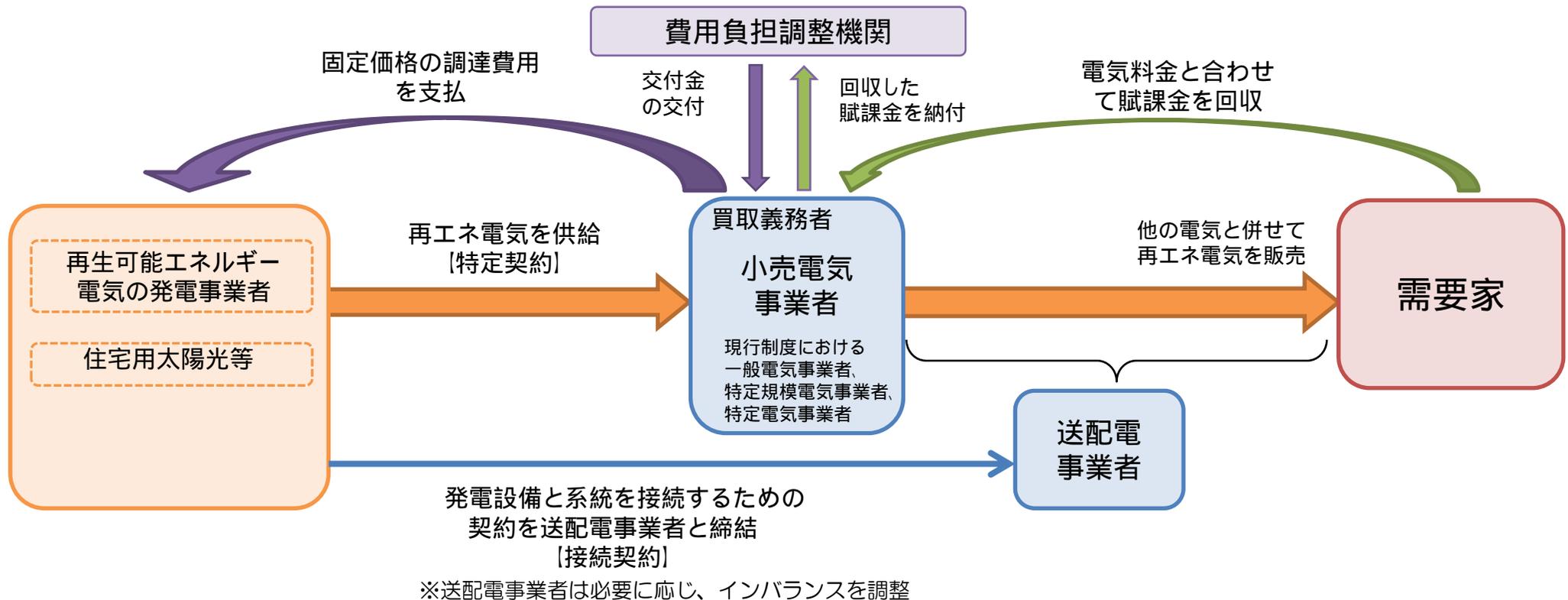
1. 「小売事業者が中部電力(送配電部門)に支払う託送料金」は、供給区域内での供給、供給区域を越えた供給 **どちらの場合も同一**。

2. 各電力会社は、**区域内の託送料金収入**と**他の電力会社(送配電部門)との間の事業者間精算(収入と支払の差分)**によって地域間連系線や周波数変換装置を含む送配電網の運用及び投資回収を行う。

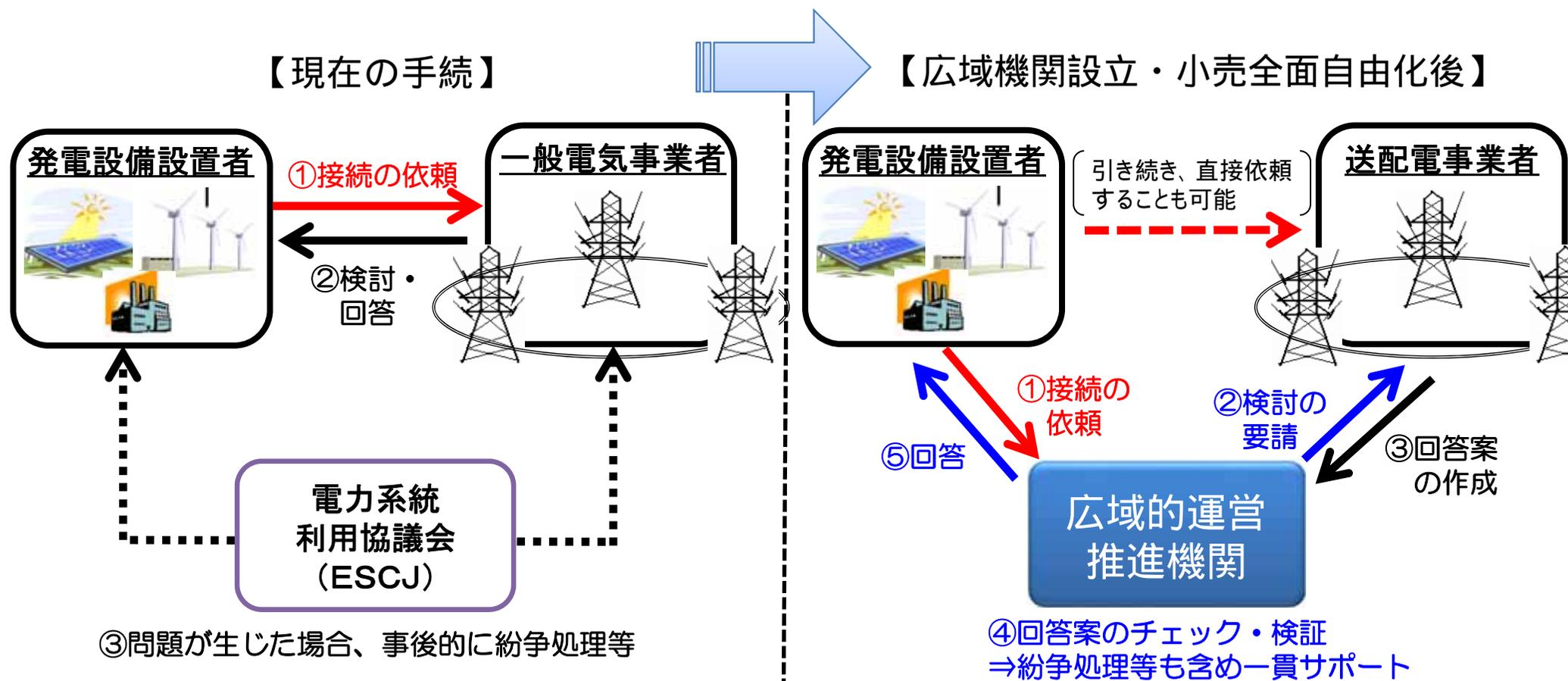
$$\text{送配電費用} = \text{託送料金収入} + (\text{事業者間精算収入} - \text{事業者間精算費用})$$

- 電力システム改革は、送配電網の広域的な運用など、再生可能エネルギーの導入拡大に大きく寄与するものの、再生可能エネルギーの発電コストは現状では火力等に比して高いため、引き続き、固定価格買取制度の着実かつ安定的な運用が不可欠。

[電力システム改革後の固定価格買取制度の基本的なスキーム]



- 現在、送配電網への接続を希望する発電設備設置者は、一般電気事業者に検討を依頼。一般電気事業者は、①送配電網の容量等の観点から接続可能かどうか、②可能な場合にはどのような工事が必要で、工事費用はどの程度か、③不可の場合にはその理由等を回答。問題が生じた場合には、電力系統利用協議会(ESCJ)が事後的に、相談、苦情処理、あっせん、調停及び指導・勧告を実施。
- 今後は、発電設備設置者は、系統運用を行う送配電事業者のほか、広域的運営推進機関に検討を依頼することも可能(※)。広域的運営推進機関は、送配電事業者に検討を要請し、中立性のある第三者としての立場から、その回答案をチェック・検証した上で、申請者に回答。
() 1万kW以上の電源



- スマートメーターは送配電事業者が設置することを基本としており、所要の標準化も完了。各社の相互接続性の確保が図られており、新規参入者を含む全ての小売事業者がそのまま使用できる仕組みとなっている。

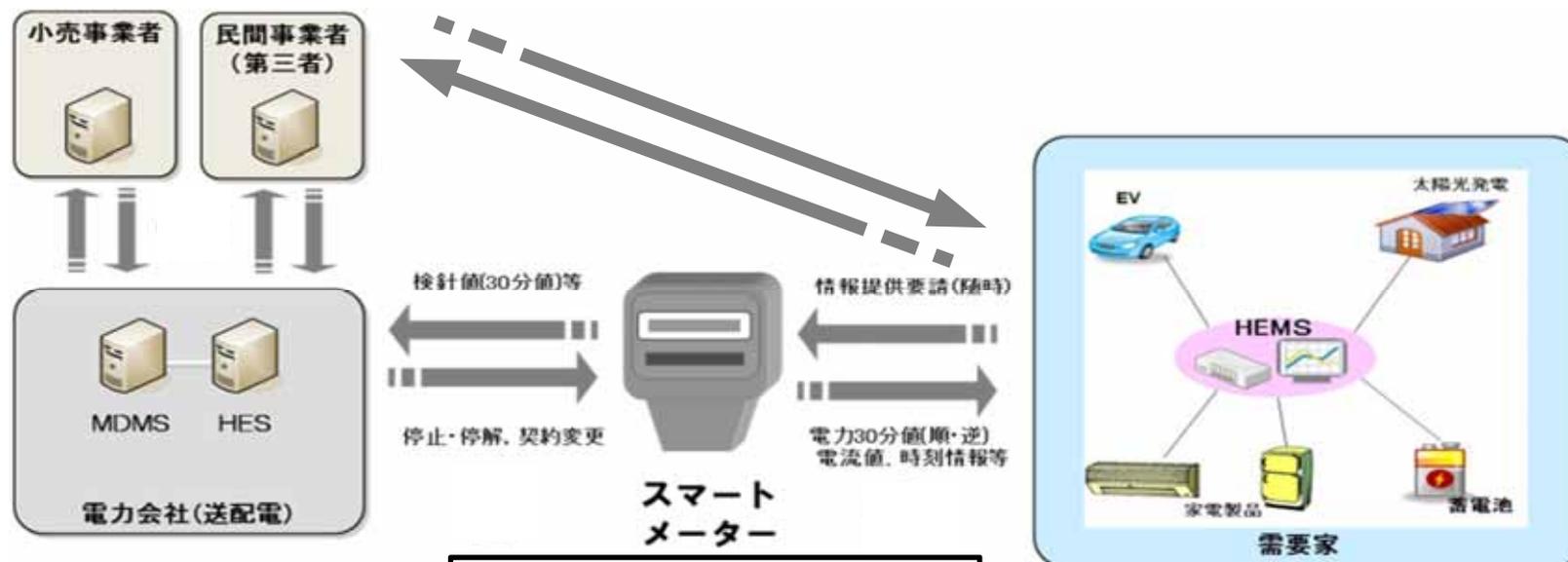
これまでの取組

- スマートメーター本体が満たすべき基本的要件については、決定済み。
(平成23年2月:スマートメーター制度検討会)
- スマートメーターとHEMSの間は公知な通信方式を用い、メーカーが独自仕様を用いないこととしている。
(平成25年5月:通信方式の詳細仕様等を定めた運用ガイドラインを策定)

今後の対応

- 全ての電力会社が、スマートメーター本体の調達に当たり、仕様を公開した上で、一般競争入札を行うことを表明済み
(東京電力は、既に国内外に開かれた競争入札を実施済み。)
- 電力会社・新電力間のイコールフットイング確保の観点から、電力システム改革と併せ、スマートメーターから得られる情報の利活用ルールの整備を進める。

<スマートメーター及び関連システムの全体像>



要件:遠隔検針(30分値)、遠隔開閉 等

スマートメーターの導入計画（平成25年11月時点）

＜高圧：約200万台、低圧：約7,800万台＞

	年度	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	沖縄
高圧	導入完了	H28	完了	完了	H28	H28	完了	H28	H28	完了	H28
低圧	本格導入開始	H27	H26下期	H26下期	H27	開始済	H27	H29	H26下期	H28	※
	導入完了	H36	H36	H32末	H34末	H35	H36	H38	H36	H37	※

※他電力並みのスケジュールで対応できるよう、検討を進めている。

(注)現在、各電力会社においては、導入の前倒しを含め、計画の詳細を検討中。

電力会社（送配電事業者）以外の主体によるスマートメーターの設置に関する検討

- 需要家の選択肢及び新規参入者による提供サービスの拡大という観点からは、電力会社（送配電事業者）以外の主体によるスマートメーターの設置のニーズがありうるため、顧客の困り込みが生じない仕組みとなるよう配慮しつつ、その実現に当たって課題となる、計器の所有権、計器代・工事費等の費用負担、セキュリティ確保などといった点について、スマートメーター制度検討会において今後検討を進めていく。

【参考】
12月19日合同会議
配布資料

電力システム改革の第2弾改正に向けて —小売参入全面自由化等の実施—

平成25年12月19日
資源エネルギー庁

1. 「電力システムに関する改革方針」(平成25年(2013年)4月2日閣議決定)を踏まえ、電気事業法改正法(第1弾改正)が、平成25年(2013年)11月13日に成立(第185回臨時国会)。
2. 第1弾改正では、広域的運営推進機関の設立等と、第2段階(小売参入全面自由化)、第3段階(法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、小売料金の全面自由化)の実施時期・法案提出時期、留意事項を規定。

電力システム改革の3つの目的

1. 安定供給の確保
2. 電気料金の最大限抑制
3. 需要家の選択肢、事業者の事業機会の拡大

電力システム改革の3本柱

1. 広域系統運用の拡大
2. 小売及び発電の全面自由化
3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

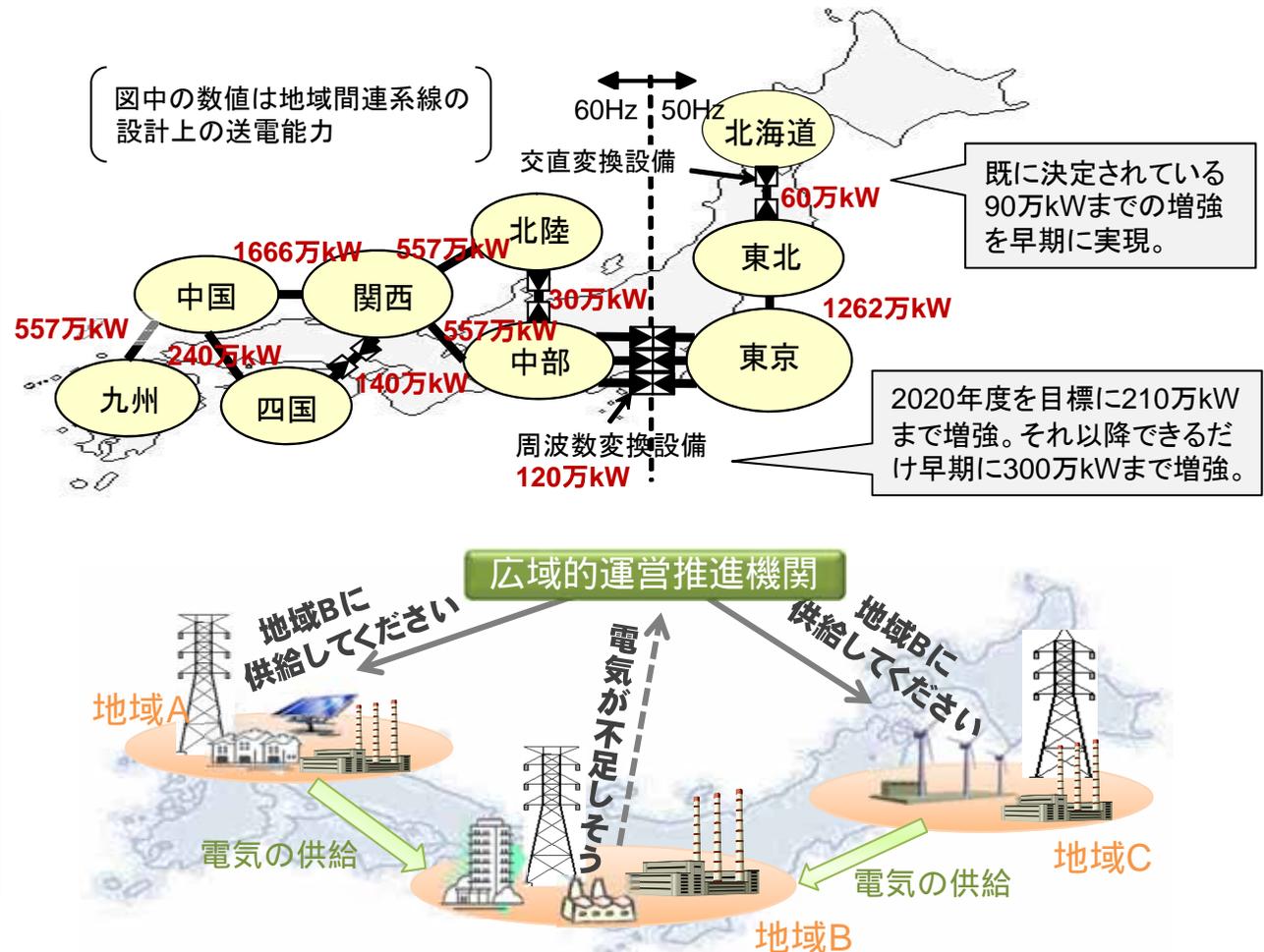
3段階の実施スケジュール

	実施時期	法案提出時期
【第1段階(第1弾改正)】 広域的運営推進機関の設立	平成27年(2015年)を目途に設立	平成25年(2013年)11月13日成立 (※第2段階、第3段階の実施時期・法案提出時期、留意事項を規定)
【第2段階(第2弾改正)】 電気の売業への参入の全面自由化	平成28年(2016年)を目途に実施	平成26年(2014年)通常国会に法案提出
【第3段階(第3弾改正)】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の売料金の全面自由化	平成30年から平成32年まで(2018年から2020年まで)を目途に実施	平成27年(2015年)通常国会に法案提出することを目指すものとする

1. 現行制度では、送配電網の整備計画策定や需給管理は、区域(エリア)ごとに行うことが原則であるが、広域的な運用を拡大するため、新たに広域的運営推進機関を創設する。
2. 広域的運営推進機関が計画やルールの方針策定に関与することにより、周波数変換設備等のインフラ増強が促されるとともに、北海道から東京に風力発電の電気を送るなど再生可能エネルギーの広域活用が進む。
3. また、需給ひっ迫時には、広域的運営推進機関が区域を越えた電気の供給(電力融通)や個別の発電所への焚き増しの指示をすることにより、停電が生じにくくなる。

広域的運営推進機関の業務内容

- ① 需給計画・系統計画を取りまとめ、周波数変換設備(FC)、地域間連系線等の送電インフラの増強や区域(エリア)を越えた全国大での系統運用等を図る。
- ② 平常時において、各区域(エリア)の送配電事業者による需給バランス・周波数調整に関し、広域的な運用の調整を行う。
- ③ 災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。
- ④ 中立的に新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務を行う。



電事法第1弾改正法の規定()に基づき、第2弾改正(小売参入全面自由化等)について、平成28年目途に実施するための法案を、平成26年(2014年)通常国会に提出予定。

()附則11条第1項第1号：平成28年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成26年に開会される国会の常会に提出すること。

法改正の工程

実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。

第1弾改正 (2013年臨時国会にて成立)

広域的運営推進機関の設立
プログラム規定

等

第2弾改正 (2014年通常国会)

小売全面自由化
一般電気事業制度の見直しに伴う各種関連制度整備

第3弾改正 (2015年通常国会を目指す)

送配電部門の法的分離
法的分離に必要な各種ルール(行為規制)の制定

改革実施の工程

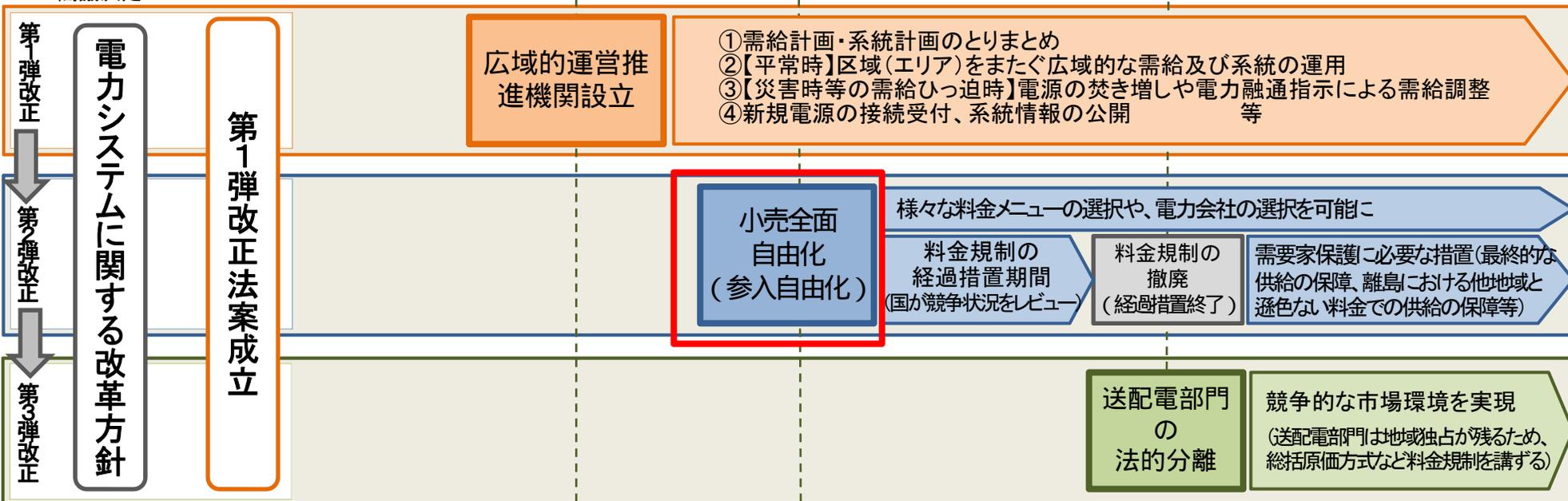
2013年4月2日
閣議決定

2013年11月13日

【第1段階】
(広域的運営推進機関の設置)
2015年目途

【第2段階】
(小売参入の自由化)
2016年目途

【第3段階】
(送配電の中立化、料金規制の撤廃)
2018~2020年目途

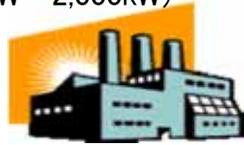


(2015年目途:新たな規制組織)

1. 小売参入全面自由化によって、これまで一般電気事業者が独占的に電気を供給していた約7.5兆円の電力市場が開放。全国で約8,420万の家庭・低圧需要家等が潜在的な顧客になり、企業にとって大きなビジネスチャンスとなる。
2. 加えて、①再生可能エネルギーや分散型エネルギーへの新たな投資や、②地産地消による新しいエネルギービジネス(スマートコミュニティ等)、③スマートメーター等の関連投資が起こる。

自由化部門

(契約: 50kW~2,000kW)



大工場・大オフィス



オフィス・中工場



小工場

規制部門

(契約: ~50kW)

今回の改正で自由化される電力市場

市場規模 7.5兆円
 契約数 一般家庭部門 7,678万件
 商店・事業所等 742万件



商店



住宅

自由化される電力市場規模・契約数(平成24年度)

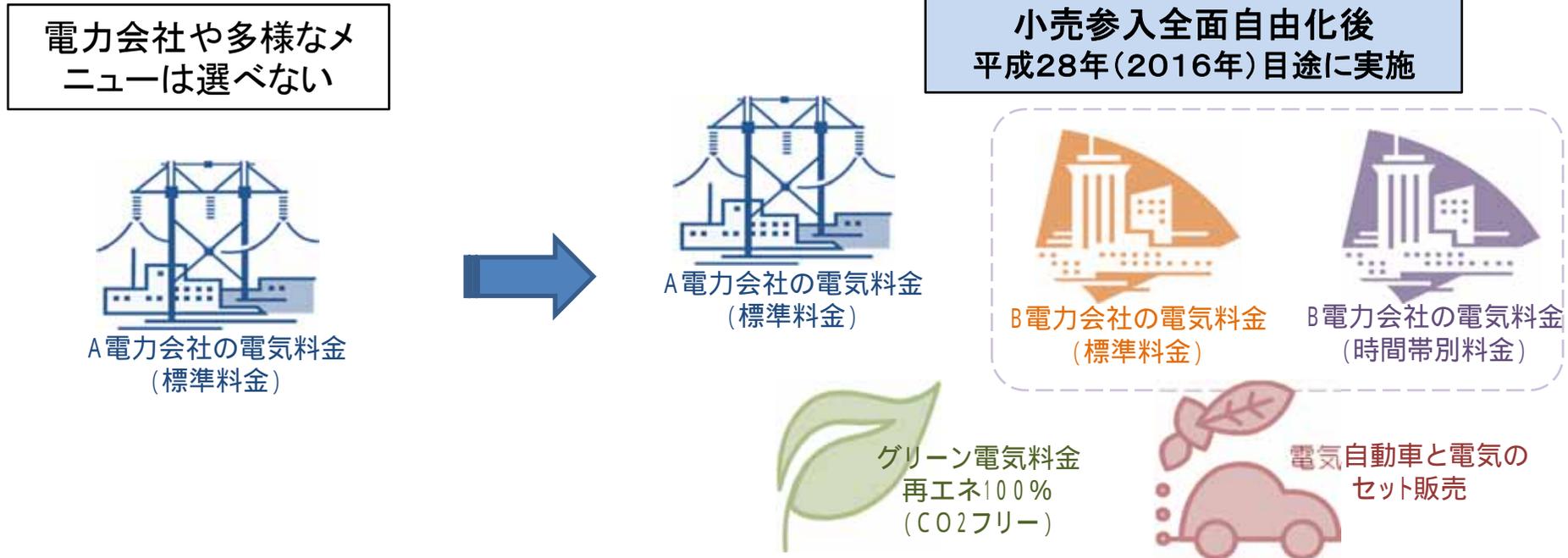
	市場規模 (単位: 億円)	契約数 (単位: 万件)		
		一般家庭 部門	商店、 事業所等	合計
北海道	3,141	361	40	401
東北	6,750	683	84	767
東京	26,525	2,681	206	2,887
中部	9,640	941	111	1,052
北陸	1,937	186	23	209
関西	11,683	1,251	105	1,356
中国	4,708	475	47	522
四国	2,437	250	34	284
九州	7,123	768	86	854
沖縄	1,377	80	6	86
10社計	75,321	7,678	742	8,420

市場規模(電気事業収益)、契約数は、各電力会社ごと。
 合計値が合わないのは、四捨五入による。

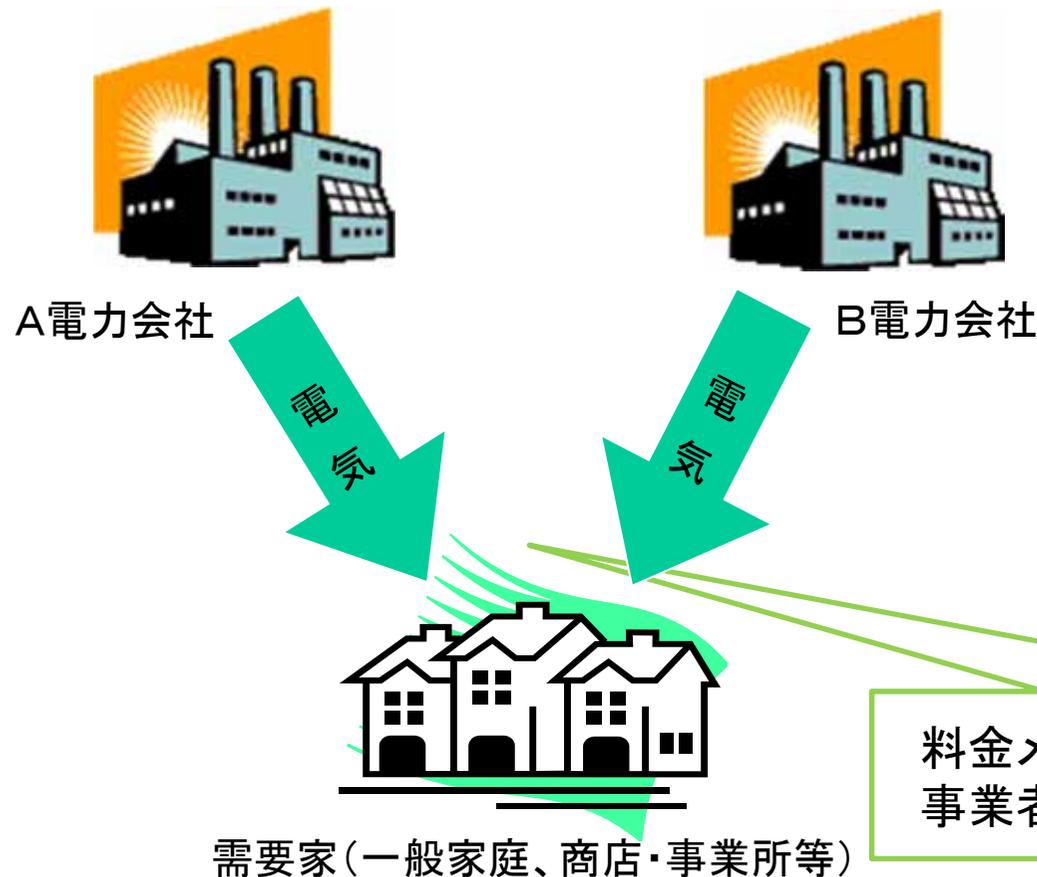
1. 「出身地(他地域)の電力会社から電気を買う」、「今より安い電力会社へ乗り換える」など、一般家庭等も電力会社の選択が可能となる。

(参考)今までは異なる電力会社へ乗り換える際、①メーターは送配電事業者が設置するものであるため、契約する小売事業者を乗り換えたとしても、メーターの買い換えは必要ないことや、②停電頻度、周波数など、電気の品質はどの小売事業者から購入しても同一であるため、電気の品質が変わることがないことなどから、通信と比べても、家庭等の需要家にとって乗り換えの障害は小さいと言われている。

2. 自由化により、今までよりも多様な料金メニューが生まれる。これにより、電気の販売を携帯電話、家電、通信、電気自動車等と組み合わせた「セット割引」など、これまでに無かったサービスが生まれることが考えられる。



1. 電力会社間の競争の促進などにより、企業の創意工夫や経営努力を引き出すとともに、競争状況を見極めた上での料金規制の撤廃や適切な市場監視を実施することで、発電用の燃料コストが上昇する中でも、電気料金を最大限抑制する(過去の自由化では、5兆円以上の効果があったと試算されている)。
2. 一般家庭や商店・事業所等の需要家でも、電力会社の料金メニューや供給条件の比較によって、事業者を選ぶことができる。地方公共団体など、実際に新規参入者(新電力)から供給を受けている需要家では、電気代の削減が実現。



小売自由化による電気代削減事例

【愛媛県松山市 中学校29校】

新電力との契約概要

契約電力	2,028kW
年間使用電力量	約367万kWh
負荷率	平均21%
落札価格	約7千4百万円
削減額	約5百万円
(四国電力の入札額と比べ、約6.2%減)	

料金メニューや供給条件の比較などによって、事業者を選ぶことができる

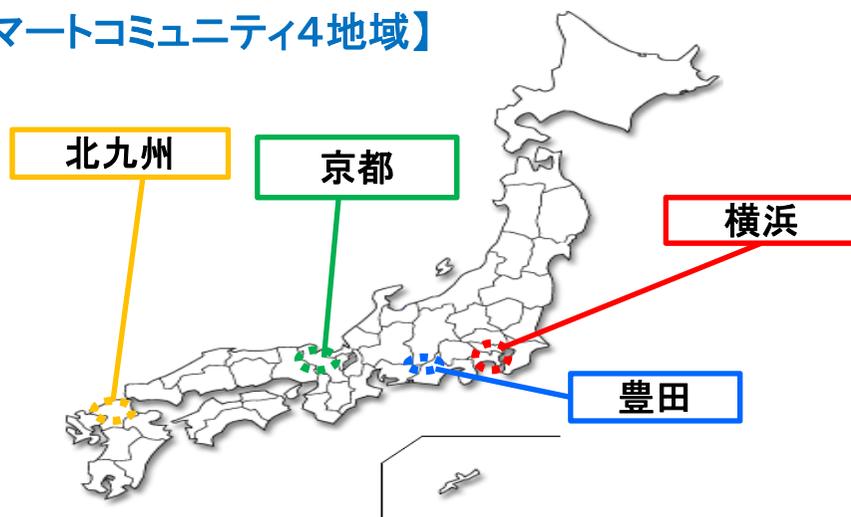
ピークシフト料金(ライフスタイルに合わせた、「夏の昼間に高く、他の時間帯は安くなる」料金メニュー)など多様な料金メニューが提供され、需要家側が無理なくスマートな省エネを行うことにより、日本全体ではより少ない電力投資で安定供給が図られるようになる。

(参考)柔軟な料金設定を可能とするため、スマートメーターの導入などの環境整備を併せて実施。

(参考)スマートコミュニティにおけるディマンドレスポンスの実証実験

- ・現在、北九州市や豊田市などのスマートコミュニティ4地域で、大規模なディマンドレスポンスの実験を実施中。
- ・北九州では、ピーク時の電気料金を引き上げることで2割ものピークカットを実現。一般家庭と比べて支払う電気料金も3割安くなり消費者にもメリット。
- ・時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる社会への移行は今後の重要課題。電力システム改革を通じて新しい需給構造を創出。

【スマートコミュニティ4地域】



北九州のスマートコミュニティのコントロールセンター

小売事業と発電事業が全面自由化されることにより、発電部門(発電事業者)と小売部門(小売事業者)には、新たに多様な事業参加が行われることが見込まれる。

発電事業者

- ✓ LNG、石炭火力については今後、発電事業者の新規参加が見込まれる(資源確保を有利に進めるため、交渉力を発揮すべく、発電事業における企業・業種を超えた提携が進むことも期待)。
- ✓ 再生可能エネルギーや分散型エネルギーの活用、地産地消による新しい発電事業の新規参加が見込まれる。
- ✓ 全面自由化をにらみ、企業では自らの特性を活かした発電所建設の動きがみられる。
(LNG火力発電事業に石油資源開発が参加意向、東日本地域で火力発電所を日本製紙が建設予定ほか)

電源種別	電源の特性	発電電力量割合	
		震災前(H22年度)	震災後(H24年度)
LNG火力	ミドル・ピーク電源、CO2排出量小	29.3%	42.5%
石炭火力	ベース電源、CO2排出量大	25.0%	27.6%
石油火力	ピーク電源、CO2排出量大	7.5%	18.3%
原子力	ベース電源、CO2排出ゼロ	28.6%	1.7%
水力	ベース電源(揚水はピーク電源として使用)、CO2排出ゼロ	8.5%	8.4%
再生可能エネルギー等(水力以外)	固定価格買取制度により導入が拡大、CO2排出ゼロ	1.1%	1.6%

小売事業者

- ✓ 消費者目線の新しい電力小売ビジネス(電気と他の製品・サービスとの「セット販売」、ガス・石油など他のエネルギー企業による参加)が生まれることが見込まれる。
- ✓ 再生可能エネルギーや分散型エネルギーの活用、地産地消による新しい小売事業の新規参加が見込まれる。
- ✓ 一般電気事業者についても、首都圏での小売業参加が予定されているなど、電力会社間の競争に向けた動きがみられる。(中部電力(ダイヤモンドパワー)、関西電力(関電エネルギーソリューション)が首都圏参加を予定)

(参考1) 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保(第3弾改正)により、新規参加の発電事業者や小売事業者に対しての、送配電網へのより一層の公平なアクセスが図られることとなる。

(参考2) 小売事業者には、供給力確保を義務付け(空売りを規制)。

1. 現在、一般電気事業者にしか認められていない家庭等への電気の小売業への参入を自由化し、需要家が小売事業者や料金メニューを選択することを可能とする。
2. 加えて、小売参入全面自由化を進める中で、我が国の電力供給が国民生活を支える基盤であり続けるよう、電気の安定供給を確保するための措置や、需要家保護のための措置などを講ずる。

第2弾改正法の主要改正項目(案)

(1) 小売参入の全面自由化

- ・電気の小売業への参入規制を撤廃
- ・自由化に伴い、電気事業の類型を見直し、発電・送配電・小売の事業区分に応じた規制体系へ移行

一般電気事業者、
特定規模電気事業者等

発電事業者、小売事業者
送配電事業者

(2) 安定供給を確保するための措置

- ・送配電事業者に対する周波数維持義務
- ・送配電事業者に対する料金規制(総括原価方式等)による送配電網への投資回収の制度的保証
- ・送配電事業者が最終保障サービスや離島への料金平準化措置を行う
- ・小売事業者に対する供給力確保義務
- ・広域機関による電源入札制度の創設

(3) 需要家保護を図るための措置

- ・一定期間は経過措置として小売料金規制を継続
- ・小売事業者に対する需要家との契約時の説明義務等

第1弾改正法のプログラム規定の関連箇所(抄)

平成28年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとする。(附則第11条第1項第1号)

送配電等業務を営む者がその区域において一元的に送配電等業務を営むとともに、電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持すること。(同条第5項第1号口)

送配電等業務を営む者が送電用の電気工作物の設置に要する費用その他の送配電等業務に要する費用を適切に回収することを可能とするための措置。(同項第2号)

送配電等業務を営む者が、電気の小売業を営む者から電気の供給を受けることができない者への電気の供給を保障すること。(同項第1号イ)

離島における電気の使用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けられるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置(同項第8号)

電気の小売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置。(同項第3号)

広域機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行わせるための措置。(同項第4号)

平成30年から平成32年までの間を目途に電気の小売料金の全面自由化を実施するものとする。(同条第1項第2号)